平成２１年（フ）第１０９号
石川県小松市新町153番地、従前の住所石川県小松市浜田町ロ50番地
債務者　荒木加代子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４６６号
青森市大字新城字山田419番地
債務者　竹内　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８６３号
北九州市小倉南区朽網西５丁目38番13号
債務者　山口　千枝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２９号
北九州市小倉北区泉台３丁目７番25―207号
債務者　立石　憂子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４０５号
青森市大字安田字稲森202番地６
債務者　佐藤　　伸
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３２号
北九州市八幡西区本城東１丁目５番３―205号
債務者　長谷川信義
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３９号
宮城県登米市中田町石森字本町34番地９
債務者　藤森いち子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３５号
長崎県松浦市志佐町浦免287番地30
債務者　白波　勝代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０３３号
横浜市泉区和泉町2717番地35　フォンターナＢ―103
債務者　山崎　享子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２１９号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目16番12号　ＯＡコーポラス203
債務者　宮本　明弘
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５５号
横浜市鶴見区上の宮２丁目９番31号　コーポ野俣101
債務者　宮川　竜一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２５号
愛知県碧南市権現町１丁目１番地　コテージハウス岬Ｂ、申立時の住所愛知県西尾市米津町五郎田27番地14
債務者　スカルピタ　アルド
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
愛知県碧南市権現町１丁目１番地　コテージハウス岬Ｂ、申立時の住所愛知県西尾市米津町五郎田27番地14
債務者　スカルピタ　ミユキこと　スカルピタ　エリザ　ミユキ　ウジサト
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
愛知県刈谷市半城土中町２丁目20番地９
債務者　藤枝　大介
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４９４２号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１―２―535
債務者　佐藤さとる
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１２１号
千葉県市川市塩焼４丁目１―10―301
債務者　砂賀　紀子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１５１号
神奈川県小田原市前川592―１―102
債務者　和田　　旭
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部